【第11次杵築市交通安全計画体系図・概要】

計画の位置付け

（市町村）
交通安全対策基本法第26条第1項

道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

（国）
同法第22条第1項
（都道府県）
同法第25条第1項
計画を作成しなければならない。

計画期間　令和3年度～令和7年度までの5年間　（国・都道府県・市町村）

（国） 交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）

交通安全基本計画の目標
① 交通事故死者数を 2，000人以下にする。
② 交通事故重傷者数を 22，000人以下にする。

（県） 第11次大分県交通安全計画（大分県交通安全対策会議）

第11次大分県交通安全計画の目標
① 交通事故死者数を 34人以下にする。
② 交通事故重傷者数を 220人以下にする。

（市） 第11次杵築市交通安全計画（杵築市交通安全対策会議）

道路交通の安全についての目標

① 交通事故死者数を年間 0人を目指す。
② 交通事故重傷者数を年間 2人以下を目指す。

（計画 第1部）

道路交通の安全についての対策

重視すべき6つの視点　（安全対策を考える視点）

① 高齢者及び子供の安全確保
② 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
③ 生活道路における安全確保
④ 先端技術の活用推進
⑤ 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
⑥ 地域が一体となった交通安全対策の推進

8つの柱　（講じようとする施策）

1 道路交通環境の整備
① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
② 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
③ 幹線道路における交通安全対策の推進
④ 交通安全施設等の整備事業の推進
⑤ 高齢者等の移動手段の確保・充実
⑥ 歩行者空間のﾕﾆﾊﾞｰｻﾙﾃﾞｻﾞｲﾝ化
⑦ 自転車利用環境の総合的整備
⑧ 交通需要ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの推進
⑨ 災害に備えた道路交通環境の整備
⑩ 総合的な駐車場対策の推進
⑪ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底
① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
② 効果的な交通安全教育の推進
③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
④ 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
⑤ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

3 安全運転の確保
① 運転者教育等の充実
② 道路交通に関連する情報の充実

4 車両の安全性の確保
① 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
② 自動運転車の安全対策・活用の推進
③ 自動車ｱｾｽﾒﾝﾄ情報の提供等
④ 自動車の検査及び点検整備の充実
⑤ 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

6 救助・救急活動の充実
① 救助・救急体制の整備
② 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進
① 自動車損害賠償補償制度の充実等
② 損害賠償の請求についての援助等
③ 交通事故被害者支援の充実強化

8 研究開発及び調査研究の充実

鉄道交通の安全についての目標

① 乗客の死者数 0人を目指す。
② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

（計画 第2部）

鉄道交通の安全についての対策

2つの視点

① 重大な列車事故の未然防止
② 利用者等の関係する事故の防止

8つの柱

1 鉄道交通環境の整備
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
3 鉄道の安全な運行の確保
4 鉄道車両の安全性の確保
5 救助・救急活動の充実
6 被害者支援の推進
7 鉄道事故等の原因究明と事故等防止
8 研究開発及び調査研究の充実

踏切道における交通の安全ついての目標

令和7年までに踏切事故件数を令和2年と比較して約1割削減することを目指す。

（計画 第3部）

踏切道における交通の安全についての対策

視　点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

4つの柱

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
3 踏切道の統廃合の促進
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置